

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	>追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
7	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	地方公共団体の林解除申請や国有林の貸付を受ける際の申請に伴う測量は原則、現地測量により実施されているが、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩してきていることから、実測ではなく、簡易測量への緩和等を求める。	・保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際、用地測量は、原則、現地測量により実施されているが、案件によっては車両による通行も不可能な山間奥地であったり、また、登山道や遊歩道など広域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、高額の測量費用の負担が生じている。 保安林の解除については、どの範囲をおささる必要があるため、測量の必要性は理解するが、国があるもの解除を「申請」する入口の段階で、申請書の実測による測量まで求めるのは負担が非常に大きく、現在は、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩し、少ない費用と時間での簡易測量も可能であることから、その利用も可とする緩和措置等を求める。 ・国有林等の貸付の際は、案件によっては、有償貸付もあるが、地方公共団体においてはほとんどが無償貸付となっている案件が多い。例えば、貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や面積、用途がわかれば十分であり、敷取、位置図があれば十分ではないか。有償貸付の場合は、料金を定ずるため、正確な測量が必要とし、地方公共団体が貸付を受ける場合には、ほとんど無償となっている。 なお、規則14条では「ただし、森林管理専長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認事由が明示されず、採寸と測図費として実測図が求められている。 ・登山道や遊歩道においては、長年の地形の変化や災害等により、当初貸付を受けた地点から実測された場所を使っている実情も多々ある。そういった箇所についても当然、貸付の修正をしなくてはならないが、実測に多額の費用がかかることで、それら修正ができていない事例も多々ある。 ※GPS測量においては、実測に比べ誤差が生じやすいが、準天頂衛星「みちびき」による高精度測位補正によるGPS補完技術も進んでいる。	・地方公共団体における財政投資の削減、行財政の効率化が図れる。 ・貸付費用が無償であれば、厳密な貸付面積の求積も必要ないと思われる。 ・長期間に及び保安林解除申請書の時間短縮化、簡素化が図れる。 ・現在貸付を受けている箇所からずれが生じている部分の修正(申請がスムーズに行われるようになる)。	・森林法施行規則 ・保安林及び保護施設地区の指定、解除の取り扱いについて ・国有林野の管理経営に関する法律施行規則	農林水産省	妙高市	福島県、胎内市、徳島市	○土砂災害の増加に伴い、森林整備事業の必要性も増加しているが、保安林に係る手続きの簡略化により、保安林要件の一つとする森林整備事業の促進に効果があると考える。 ○国有林野貸付申請等においては、車両通行が困難な山間部や見通しが悪い区域が多く、指示された現地測量による実測に困難をきたす場合がある。また、国有林と民地を跨ぐ場合は異なる測量方法により作業しなければならない場合がある。このため、GIS-GPSを活用した測量方式で国有林野の用地測量が可能であれば、申請業務期間の短縮や行政経費の削減などの効率化が図れる。 ○国有林野の貸付を受ける際の申請に伴う現地測量は原則、現地測量により実測で行われているが、登山道や遊歩道など広域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、申請書に実測による測量を求めるのは負担が非常に大きく、高額の測量費用の負担が生じている。GISやGPSを利用した測量技術も進歩しており、他の管轄ではGPS測量が認められている事例もあることから、少ない費用と時間での簡易測量も可能となる緩和措置等を求める。	1. 保安林について 保安林は、森林法に基づき、水源涵養や災害防備などの公共の福祉の増進を目的として、開発行為や森林の採集について、一定の制限を行い、公益的機能の発揮を期して開発行為を抑制し、森林所有者等の財産権の制限を伴うものである。その区域・境界は、行為制限など保安林制度の運用、さらには違反行為があった場合の事実認定の基礎となるものであるため、測量成果については、現地において区域・境界を特定及び復元できるものでなければならない。 「実測」による簡易測量がどのような方法であるのか等が明らかでないが、費用を伴う保安林の解除に係る区域・境界については、現地で明確に示されたとともにその復元性が重要であるため、解除申請には、実測した測量結果(実測図等)の添付を要するものである。 2. 国有林の貸付について 貸付の申請に必要な位置図、実測図は、その貸付が有償であるか無償であるかを問わず、貸付申請に係る土地の位置、形状、面積が明確に示されていることが、国有財産の適切な管理や貸付者、借受者双方の権利関係を明確にする上から重要であり、現地に於いて貸付けに係る区域・境界が明確に特定及び復元される必要がある。 「実測」による簡易測量がどのような方法であるのか等が明らかでないが、貸付けに係る区域・境界は、現地で明確に示されるとともにその復元性が重要であるため、貸付けの申請に当たって実測図の添付を要するものである。 なお、規則14条で定める「ただし、森林管理専長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」とは、既述の実測点を現取図で示すことにより、貸付けに係る区域・境界が明確に特定及び復元出来る場合とある。	
8	B	地方に対する規制緩和	農業・畜産地	農業災害補償法の規定により市町村が行う済事業の義務付けの緩和	【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、当該法律の制定当時比べて畜産農家の数が激減しており、地域によっては家畜共済の加入者がいない現状である。本市においては、家畜共済の対象畜産農家は1戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市の土地利用の状況から、今後新たな畜産業が展開される可能性も低い。 また、昭和48年度に伊丹市農業共済組合の運営が困難となり、本市に農業共済事業が移譲されて以降、現在に至るまで、本市で家畜共済の引き受けを行った事例は無く(「兵庫県農業共済統計年報」より)、市としては家畜共済が必要ではない状態である。 【具体的支障事例】 共済の需要がないも関わらず、「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業共済条例に「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならないが、農業共済関係法令の改正がある場合に同条例の改正を行わなければならないため、従事する職員の手続き負担が生じている。 また、本市では農業共済組合等の合理化(1県1組合化)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目途が立っておらず、それも困難な状況である。	(1) 自治体は、地域の実態に応じた共済制度の設置を選択できるようになること、地域に真に必要な事業の適正な運営の確保に注力できるようになる。 (2) 職員の手続き負担軽減を図ることが出来る。	農業災害補償法第85条の7	農林水産省	伊丹市	伊丹市	—	農業災害補償制度については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行い、必要な法制上の措置を講ずることとしていること、共済事業を行う市町村においてこの指図のような問題があることも確かであるので、本件については、農業災害補償制度の全体の見直しの中で、問題を解消できるような検討を進めて参りたい。	
74	B	地方に対する規制緩和	農業・畜産地	農業共済保険審査会の設置義務の見直し	【提案の背景】 本県においては、昨年度内4つの農業共済組合が合併・1組合化したこと、関連共済組合連合会が解散したこと、そのため、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に關する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起すること」はなくなった。また、法第142条の2で規定する知事の諮問に付した調査審議についても、本県においては、通常責任保険歩合(共済会側)に係る各組合と連合会の負担割合に付して審査会に諮問していただくこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て両方・据置きで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたる諮問していない状況である。 なお、連合会解散後は通常責任保険歩合を定める必要はない。 【具体的支障事例】 都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任依頼の説明などを行う必要があるほか、委員からは開催の旨がない審議会の委員に就任する必要性を問われるなど、苦慮している状況である。	審査会に係る事務の負担軽減により本来業務の効率化が図れる。	農業災害補償法第131条、143条	農林水産省	石川県	群馬県、埼玉県、福井県、静岡県、京都府、香川県	○ 本県では昭和61年2月以降、開催実績は無く、平成16年9月に審査会の在り方を検証し、非高度の審査会とし、審査案件が発生したときに委員を委嘱することとしている。平成16年9月以降、開催実績がなく、委員の委嘱もしていないが、事務経費の削減は必要と考える。 ○ 本県においては、平成22年4月から農業共済組合が1組合化しており、法第131条の規定による審査を行うことがなくなった。また、昭和61年以降、農業共済保険審査会の開催実績はない状況である。長年開催実績がなく、今後の開催も殆ど見込まれないことから、必要業務の見直しが必要と考える。 ○ 本県も平成25年度に4つの農業共済組合と連合会が合併し、1特定組合化したことから、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に關する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起すること」はなくなった。また、法第142条の2で規定する知事の諮問に付した調査審議についても、共済組合の算定等、国から示されている作成手順に基づき、原則に従って機械的に算定する場合は、審査会への諮問・答申手続きを経ないこととしたため、平成13年度以降開催実績はない。現在、同審査会は「休止」扱いと、委員への委嘱は行わず、諮問事項が生じた場合に、その都度委員の委嘱(任命)を行って開催することとしている。 ○ 本県では、本年度1組合化することが予定されていることから、農業共済組合連合会が解散となる。そのため、石川県と同様に、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に關する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起すること」はなくなったと考える。また、法第143条の2で規定する知事の諮問に付した調査審議についても、開催は殆ど見込まれない状況である。(昭和61年以降開催の実績はない)以上より、当該審査会の必要業務の見直しが必要と考える。 ○ 本県は、平成15年に1組合化して連合会を解散したため訴が起することは事実上なくなったほか、知事の間際に対応した調査審議も過去に行ったことがなく、審査会を常設する必要性は非常に低い。必要業務の見直しにより、行政運営の簡素化が図れる。 ○ 本県においても農業共済組合は県内単一の組合となっており、法第131条の規定の適用はない状況である。また、法第142条の2で規定する知事の諮問に付した調査審議についても、昭和59年度以降、長期にわたる開催していない状況である。都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任していただく必要がある。		
13	B	地方に対する規制緩和	農業・畜産地	強い農業づくり交付金の市町村経由事務の廃止	強い農業づくり交付金実施要綱(課4)の(1)に基づき、事業実施主体は、事業計画を作成し、市町村に提出しているが、手続的に時間と労力を要し、事業が迅速かつ効率的に実施できない。また、募集時期が市町村の手算編成時期と合わず、見込で予算編成しなければならない。このため、増額となく、確定後に増額しようとしても、年度途中の補正対応が必要になり、市町村の手算編成まで事業の交付手続きに遅れが生じる場合がある。 さらに、農政局や都道府県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要で、市町村においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要しているが、市町村には、事業に要する事務費や人件費は交付されていない。	事業実施主体が、農業協同組合や農地所有者連合会などの場合、市町村を経由しない方が効率的で迅速な事業遂行が可能となる。特に、香川県においては、団体の活動圏が市町村の域を超えている場合が多く、都道府県で直接手続きを行う方が、効率的で円滑な補助金の事務手続きが可能であり、より機動的な事業遂行が期待される。 見直しにより、市町村は、関係機関と事前に協議を要することで指導管理体制を確保することに注力でき、適正な事業の執行は維持されるとともに、これまで以上に地域の担い手育成等、本来の目的である地域の農業振興に集中することができる。	強い農業づくり交付金実施要綱第4の(1)	農林水産省	三豊市	横浜府、海老名市、老名市、大井町	○本市においても、県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要となり、市においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要しているが、事業実施主体が農業協同組合や農地所有者連合会などの場合、市町村を経由せず、都道府県で直接手続きを行う方が、効率的で円滑な補助金の事務手続きが可能であり、より機動的な事業遂行が期待される。 見直しにより、市町村は、関係機関と事前に協議を要することで指導管理体制を確保することに注力でき、適正な事業の執行は維持されるとともに、これまで以上に地域の担い手育成等、本来の目的である地域の農業振興に集中することができる。	○強い農業づくり交付金については、事業の採択権を都道府県に委ねる等、地方自治体の裁量性を高める。 ○これに伴い地方自治体に事務が発生しているが、事業の実施に必要な事務費の交付を受けられる仕組みとする。 ○本事業は、関係機関(強い農業づくり交付金)事業において、都道府県・市町村が当該産地の有する市町村の協賛の賜と見做すものとして、市町村は事務を維持した上で、市町村にも一定の役割を担っていただきたいと考えている。	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>① 貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や面積、用途がわかれば十分であり、見取図、位置図があれば十分ではないか。</p> <p>② 保安林内の遊歩道や登山道など永久構造物の設置を伴わない貸付に関しては、面積も広大となるとともに危険箇所等も伴うことから、実測での測量は困難を極めるケースがほとんどである。ゆえに、GISを用いた地図測量を基本とし、現地の境界立会い、境界杭の設置等について省略する形が妥当と考える。</p> <p>③ 遊歩道や登山道の実測となると排遣確保や杭の設置等による伐採や掘削等も多くなり、保安林へのダメージが多くなる。実測がなければそれらダメージも解消される。</p> <p>④ 現在の貸付等に関しては、測量技術が確立される前の案件も多く、長い年数を経ち、自然災害などにより、一時的な変更を余儀なくされているものもあるが、そのほとんどが、個別的な要因等での非効率な運用になっているケースが多くなっている。人件費等で高額な測量費用の掛かる実測がなくなることで、それが解消され、適正管理が進むものと思われる。</p> <p>⑤ 規則14条ではただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができるとなっているが、承認事由が明示されず、様式上も添付書類として実測図が求められている。既知の実測点を見取図で示すことにより、貸付けに係る区域・境界が明確に特定及び復元出来る場合などに限るのであれば、それを明確にしたほうがよいのではないかと考える。</p> <p>⑥ 「実測によらない簡易測量」については、GIS、GPSを用いた机上での地図測量とし、貸付箇所の整備等が完了したところで、見取り図、地図に基づきに所管森林管理署の現地立会いにより、最終確認を行う形でのよいのではと考える。</p>				<p>【全国市長会】 権利関係等を勘案し、慎重に検討されたい。</p>		
<p>今回の提案により、本件が共済事業を行う市町村における問題点の一つであると認識していただいたことは一定の成果であると考えます。</p> <p>今後は、農業災害補償制度の全体的な見直し及び法制上の措置により、支障事例の早期解消に向けた対応をご検討いただきたい。</p> <p>併せて、可能であれば今後の見直しに向けた具体的なスケジュール案等もお示しいただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 農作物共済と同様の取扱を可能とすること等、提案団体の意向を踏まえた対応の検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>家畜共済の任意事業化、都道府県農業共済保険審査会の必置規制の見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成29年通常国会への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示したい旨ご説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示すよう、具体的な検討状況と今後のスケジュールをお示しいただきたい。</p>	
<p>都道府県農業共済保険審査会については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行うことだが、今後の具体的な検討スケジュールをお示しいただいた上で、本県の提案要望についても、そのスケジュールに沿った法制上の措置を講じていただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 農業共済保険審査会の設置義務については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、制度を見直すべきである。</p>	<p>家畜共済の任意事業化、都道府県農業共済保険審査会の必置規制の見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成29年通常国会への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示したい旨ご説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示すよう、具体的な検討状況と今後のスケジュールをお示しいただきたい。</p>	
<p>今回の提案は、市町村経由事務の廃止を求めるものであって、事務費の交付を望むものではない。むしろ、事務費交付となると、そのための事務が更に発生することになり、農林水産省、都道府県にも市町村同様に、事務の負担をかけるという事務負担の悪循環が推測される。</p> <p>また、現状として、各市町村の農業振興の現場においては、経由事務の有無に関係なく、農業協同組合(以下「JA」という。)や県の担当者など日頃から密接な関係作りができています。また、経由事務を通しての関与ではなく、事務の効率化、経由事務の廃止を行うことで、今以上に、現場において地域の農業者と意見を交わす時間を持つことが、市町村は都道府県や事業主体であるJAと積極的に関与できるため、事業の効果的な実施にもつながると考える。また、個人経営の農業者はともかく、JAや農地所有資格法人などの農業法人が事業実施主体の場合、市町村を経由しない方が効率的で円滑な事務手続きになる。特に、JA香川県は、県内の単協が統合された組織であり、市町村の区域よりも規模が大きい。今後は、益々このような広域的な観点が必要となってくると思われる。時代の流れに即し、柔軟に制度の変更を検討いただきたい。</p>		<p>【横浜市】 市の補正予算に要する期間を踏まえ、実施できない場合が起こりうることに對する回答が示されていない。</p> <p>市町村の積極的な関与が求められているが、国、地方農政、農、県出先を過ぎた市までの情報の伝達に時間を要するため、市では農家等の要請の把握や事業調整に十分な時間が取れず、実施が次年度へ先送りとなり弾力的な事業の運用ができない場合もある。</p>		<p>【全国知事会】 交付方法の変更ではなく、予算編成時期等に配慮したスケジュールとする等により、関係する地方自治体に配慮した形での業務実施となるよう検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>①)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> 進捗状況の把握は、単年度の目標管理までではなく、総合化事業計画の目標値に対しての進捗度の報告で可能である。 内容が重複する項目については、事業実施計画において省略しても問題はなと考えている。 農林水産省の見解では、「今後とも必要に応じて改善を図ってきたい」とあり、今回提案している「重複項目の省略」は改善提案の一つと考えている。 <p>②)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林漁業者等への直接的支援は効果的であるが、中山間地域等の経営体は小規模経営体が多く、国事業による直接的支援の対象になれないケースが大半である。 一方、国の整備事業交付金地域タイプでは、整備施設の使途が新商品開発や成分分析等の試作的活用に限られており、製品製造を行うことができない。 市町村が地域タイプで整備する施設においても製品製造を認め、主体となって地域を取りまとめることで中山間地域等における6次産業化が飛躍的に進むと考えており、是非とも制度の見直し、緩和をお願いしたい。 <p>なお、鳥取県では、果実後継事業で市町村が主体となった取り組みを支援する事業を今年度から開始した。 (詳細については、別添補足資料を参照されたい。)</p>	有	<p>【福井県】</p> <p>①)について、</p> <p>両計画は、総合化事業計画をマスタープランとし、事業実施計画がアクションプランとなることは自明であり、両計画間で記載内容、記載順序等を整理することは可能と考える。また、総合化事業計画においては事業実施計画を想定した内容に整理すること、事業実施計画においては総合化事業計画の該当項目を参照、引用とすることで、計画策定の負担を減らすことが可能と考える。</p> <p>【滋賀県】</p> <p>①)について、</p> <p>「総合化事業計画」と「事業実施計画」については、申請時期が異なることから、様々な外部環境の変化等により、内容に経費変更が発生することがある。そうした場合、「総合化事業計画」の変更手続に数ヶ月を要し、年度内に事業が完了せず、補助事業の申請自体が困難になることがある。</p> <p>従って、総合化事業計画と事業実施計画の一本化につながるような検討をお願いしたい。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		
<p>都道府県の認可や国営事業の適否決定の協議等は、他目的使用等の状況により、認可等の判断を左右せず、その観点から土地改良財産の管理状況の把握を都道府県が行う必要はない。</p> <p>後段の、当該経由事務を停止した場合の想定については、「土地改良財産取扱規則」第27条に基づき地方農政局長等から農村振興局長に定期報告されるので、都道府県に対しても参考送付されれば足りる。未管理委託施設の場合は、直接農林水産省に申請されている。</p> <p>また、事前に都道府県が着発確認を実施することにより事務の煩雑化を防ぎ利便性を確保する趣旨とのことであるが、土地改良法施行令第69条によると、都道府県は申請書の経由であり、確認作業は都道府県に与えられた権限の範囲外で、都道府県には管理受託者(公法上の契約)を指導及び監督する義務も法令上与えられていない。</p> <p>確認事務の煩雑化の防止という観点を重視するならば、申請書の記載事項や添付書類のチェックリスト等を国から直接管理受託者に配布し添付させた方が、現在よりも意識して書類を揃えてもらえるようになり、より効果的な防止策になるのではないかと。</p> <p>上記以外に、政令制定当時は交通の便が悪く、全て紙媒体での書類のやりとりであったなど、都道府県で一括して申請書を送付する方法が効率的であったことが経由事務を義務付けていた理由とも考えられるが、現在は交通の便や業務の電子化等から、その意義もなくなっている。</p>	—	<p>【静岡県】</p> <p>国営事業により運営された施設(以下「国営施設」という。)は国が示す管理方法書等に基づいて管理受託者が管理しており、他目的使用・改築追加工事の承認は管理委託者である国が行う事務である。</p> <p>国営施設の他目的使用、改築追加工事等の書類を都道府県知事経由によることにより、都道府県が国営施設(土地改良財産)の管理状況を把握することまで衆文から読み取れない。</p> <p>国営施設の改築追加工事では農政局出先事務所の見解書が付されるなど、管理受託者と農政局との間で調整されて国へ送付されるので審査する余地がなく、都道府県知事経由とする意義は乏しい。</p> <p>県においては出先機関を経由して県本庁から国へ送付しており、書類の送付に時間がかかっている。処理の迅速さからも都道府県の経由を廃止した方が効率的であると考える。</p>	—			
<p>平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」別表1備考1より「国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。」と定められており、財産処分時の財産価額が大幅に上昇したとしても、国庫補助金等の支出額を超える返還は生じない。よって、財産処分に伴う国庫返還のためという目的を鑑みれば、財産処分に伴う国庫返還に当たり、全ての用地について不動産鑑定を行ってまで正確な資産価値を算出する必要はないものと思料する。</p> <p>なお、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合について、検討を行うとの回答をいただいたところだが、今後の検討スケジュール等をお示しいただき、早急な検討をお願いしたい。</p>	有		—			

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な不支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省庁	団体名	その他(特記事項)	> 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
293	A 権限移譲	その他	地方公共団体が所有する長期利用財産の処分に関する事務の簡素化	国庫補助事業で取得した施設の有効活用や事務の簡素化のため、地方公共団体が所有する長期利用財産に係る財産処分事務の簡素化、具体的には地域活性化との関連や報告の確認に関しては県が行い、国への年度毎の事業の報告のみを行うこととする。	【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、利用率及び必要性が低下した公共施設について、地域の実情や創意を汲み、農林業振興対策に留まらず、広く地域の活性化につながるよう考えているが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に資する根拠資料の作成等が求められることから、着手時期の遅れや地域が望む利用計画の実施に遅れが生じている。 【支障事例】 昭和55年に自然休養村事業で整備した平戸市の自然休養村管理センターや平成元年に新農業構造改善事業で整備した島山町の農業者サービスセンター等について、社会情勢などの変化に伴い、利用計画の変更を行いたい。これにより、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号)の規定に基づき、国への財産処分報告が必要である。 長期利用財産の財産処分は報告でよいことになっているが、実際には農畜動とヒアリング等の事務が発生しており、一件当たり平均4～6ヶ月の期間が必要となっている。 また、長崎県では今後も社会情勢の変化に伴い、このように長期利用財産の使用目的を変更する事業が多く発生することが見込まれている。	【制度改正の必要性】 ・地域の創意による長期利用財産の有効活用と地域活性化の促進 ・事務量の削減	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官務経理課長通知)	農林水産省	九州地方知事会	長崎県提案分	鳥取、新潟、浜浜市	○ 適正化法の農具返還義務のある期間を経過した老朽化した建物がいくつか存在しているため、防災の観点からも解体・撤去を求めている。 ○ 提案県の事例のように整備時期が古い施設に係る案件は、近年ないもの、一般的に財産処分案件はある。 一方、補助対象財産の処分は、指導を徹底してもなお会計検査院の決算検査報告の不当事項など不適切な処理事例が例年見受けられ、国として、より一層の厳正な指導が求められているところである。 このため、適切な包括承認制度の導入を観点から、当該財産処分にあたって、あらかじめ国において報告書を受領する際に内容が適切であるか確認する必要があると考えているところである。 地方、報告書受理までの処理期間については、手続簡素化の観点から包括承認制を導入した経緯からも短時間で適切に処理すべきであることから、包括承認を顕著に果たすために地方農政局における事務処理期間の短縮を図ってまいりたい。
294	B 地方に対する規制緩和	その他	国庫補助事業における事業主体の法人化申請の簡素化	集落農産組織や個別経営体の法人化の推進は国の施策とも合致しており、事業の目的や効果に多大の影響を与えるものでないことから、経営体の法人化に伴う財産処分申請については、都道府県への事前届出制とし、国へは県からの事後報告とする。 ※強い農業づくり交付金の事務取扱における合併JAIに対応した移管届(別記様式第9号)に準じた対応を想定	【提案の背景】 農業経営体の法人化の促進については、「日本再興戦略」にも盛り込まれ、長崎県としてもその推進に向け経営相談や法人計画作成の支援等を行っている。しかしながら、国庫補助金で財産を蓄積した経営体については、法人化の前、国に対して財産処分承認申請を行わなければならない。農業者の窓口等が進みにくく、また事務量が多いことから法人化に前向きにならない経営体も存在する。 このような状況を改善するためには、必要となる申請書類等の削減と事務期間の短縮が必要である。 また書類の確認等の申請事務を都道府県が行うことで、法人により近い立場で指導が行え、併せて事務時間の短縮が見込まれる。これにより、経営体の法人化を一層加速し、長崎県としても施策として掲げる経営体の経営力の強化、地域の担い手の確保や雇用の創出が促進される。 【支障事例】 長崎県においては、今後5年間で200経営体の法人化を進めることを計画しており、それのうち1/4程度の経営体については、構造改善事業や強い農業づくり交付金で整備した財産を所有しているため、法人化に伴い、各経営体は財産処分申請が必要となり、その事務処理に相当の時間を要することが予想される。	【制度改正の必要性】 ・法人化の促進と競争力の強化 ・事務量の削減	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官務経理課長通知)	農林水産省	九州地方知事会	長崎県提案分	—	補助対象財産の財産処分については、例年、会計検査院の決算検査報告の不当事項など不適切な処理が行われる事例も見受けられ、国としてより一層の厳正な指導が求められているところである。 また、適正化法第22条は、各省庁の長の承認を受けない補助金等の交付の目的を反した疑義などとして行われたいせれ、交付の条件を付していることから、承認を受けると、事後の報告とすることは適当ではない。 なお、こうしたことから、現行制度では適正化法及び財産処分承認基準の適切な運用を図る観点から、あらかじめ都道府県において申請書類の確認を行った上で、国において申請内容が適切であるか確認する体制をとっているところである。
125	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	6次産業化ネットワーク活動交付金の運用改善	6次産業化ネットワーク活動交付金の配分については、県又は戦略策定市町村に対し、その結果だけでなく、特に不採択の場合の理由や要置額配分の過程のほか、選考の過程で指導があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じ、個別に伝達する場を設定することから、「不採択の理由や要置額配分の過程等について、都道府県や戦略策定市町村と共有を図る」等の文言を「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分率案について」に追記する等、明文化すること	県では、「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に基づき、各事業実施主体から提出された事業実施計画に対し採点をを行った上で、国へ提出しているが、その後は例年毎年度末に採択結果を通知されるのみであり、採択の過程や不採択の理由等の説明が行われていない。このことから、県は不採択になった事業者への説明に苦慮しているほか、事業実施計画への十分なフォローができないため、業者への支障が生じている。	補助事業に関し、事業者に対して適切なアドバイスを行うことができ、不採択になった事業者に対しても十分なフォローを行うことで、地域の実情に応じて、生産的な事業を増加させることができる。	6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱 6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について	農林水産省	宮城県、広島県	岩手県、山形県、木更津市、鳥取県、山梨県、宮崎県	○ 本県においても不採択事例があるが、理由等が不明なため、事業者に対してはフォローが十分な状態である。今後、総合事業計画の実現に向け、効率的な支援を行うためには、国と県との十分な情報交換が必要である。 ○ 県で活用している6次産業化ネットワーク活動交付金(支援体制整備事業)において、H26及びH27年度に要置額不採択の下回る配分となった。H26年度の配分総額については、農林水産省から配分額の算定資料が示され、本県で実施する内容を大幅に削減し、不足については費費充当を行い事業を実施した。 H27年度はH26年度よりも更に大幅な配分総額となったが、農林水産省から配分に係る大きな考え方は聞き取れたものの算定資料は示されず、不足分については費費充当を行い事業を実施した。予算配分については国の数量権の能働と考えるが、既に配分結果が要望を下回った場合は自治体の一般財源を充当して事業を実施せざるを得ない。配分根拠は示していただきたい。 ○ 6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業のうち事業者タイプ)について、申請事業者は市を経由して県に申請したものの、採択結果については、県を通じて市に採択結果のみがメールにて連絡されるのみで、市から採択結果の理由を県に聴取しなければその理由も分からないままである。不採択になった事業者に対して、その理由を含む適切な回答ができないとともに、今後、申請するにあたって適切な助言・アドバイスができないため、「求める措置の具体的な内容」に記載のとおり、特に、不採択の場合の理由や要置額配分の過程のほか、選考の過程で指導があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じ、個別に伝達する場を設定すべき。 ○ 6次産業化ネットワーク活動交付金の配分について、採択結果だけでなく不採択になった場合の理由や改善点等を伝達することにより、今後の支援・指導に繋がっていくことができるため、交付金の運用改善の必要性を求める。 ○ 提案団体と同様の点で支障が生じている。特に不採択事例について、国として改善が重要な点としてよく考えているかが全く不明なため、県として今後の計画改善や対応に向けた説得力のあるフォローが困難。	
133	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に造出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、51haを道開し、141社の企業が構築しているが、道開したものの企業工場が進んでいない現状が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することになっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地再生法の改正により、整備後5年以上工場等に供されていない遊休工場用地については、特に農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に計年度に農工団地への入舍を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場建設後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	未利用の農工団地の活用だけでなく、例えばはげ場工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給業など、雇用に加え、団地内のエネルギーの交換給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。	農村地域工業等導入促進法	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県	秋田県	○ 本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分限を断念している。進出可能な業種が増加することによって、長期的な未分限用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。	

各府県からの第1次回答

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>平成20年の包括承認制度の導入により社会経済情勢の変化等への対応が強化されたことは理解するが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋がる根拠資料の作成等が求められることから、着手時期の遅れや地域が望む利用計画の実施が遅れが生じており、地域活性化の支障となっているのが現状である。そのため、利用率及び必要性が低下した既存財産の活用を地方自治体の創意工夫により円滑に行うことができるよう制度の改正が必要である。</p> <p>また、今回の要項においては、地方公共団体が事業主体となったものに限定しており、加えて県の確認については継続するため、不適切な処理事案になる可能性は極めて低いと考えられることから、地域活性化との関連や報告の確認に関しては県が行い、国への年度毎の事案の報告のみ行うこととしていただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		
<p>農業経営体の法人化に際しての財産処分の承認に係る事務も法人化に向けた支障の一つとなっており、国も施策として推進している法人化を促進するためには、障害となっている事項についてはできる限り改善する必要がある。</p> <p>また、法人化に伴う財産の譲渡は、利用方法や補助目的に影響を与えないことから不適切な処理となることは考えられず、事務量の削減や簡素化に資するためにも、承認事項から届出事項への変更について、ご検討いただきたい。</p>						
<p>御回答の趣旨については理解したが、例えば、不採択となった事業者の今後の参考にしようとするために、各地域ごとの採択件数や、当該年度の採択基準値(結果としてのボーダーライン)を示すことなどはできないか検討いただきたい。</p>		<p>【鳥取県】 ・支援体制整備事業では、実施策額等に基づく配点が前年度と同点であっても年度によっては配分額が要望額から減額されている。 ・予算額と比較して、要望額積算が超過するため配分額が減額されることも想定されるが、その理由は配点を行った都道府県でも不明なため、明確な配分基準(減額理由)を示していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		
<p>地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから造成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に造成工事を済ませて工場等を誘致しようとする地域は、インターチェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、真に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行いながら、見つけ次第造成するところが多くある。</p> <p>農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進めにくい農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するためには、業種の拡大が必要と考えている。</p> <p>また、貴省からの回答では「対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。</p>		<p>【秋田県】 昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農業世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。</p> <p>一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出②の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとどまらない産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。</p> <p>世界農業センサス2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小しているもの、依然、高い水準を維持している。</p> <p>本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農業世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農業世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるものであり、更なる検討を期待する。</p>				

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な不支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省庁	団体名	その他(特記事項)	> 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
134	B 地方に対する規制緩和()	土地利用(農地除)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本案のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにより時間がかる。) ○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではないと考える。 ○半島振興計画の策定において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)	真実が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、両府から、提案内容の提示した半島振興計画に対する関心の高まりについて、その節度、関係市町村に見解照会・確認した上で関係各員による諮行を行って時間と労力を要したと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出まで1か月以上を要し、さらに、最終提出の同意まで1か月を要した旨、御回答を頂いた。 半島振興計画は、国土関係地方公共団体が密着な連携の下、半島振興対策実施地における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興策の方向性を定めるものである。半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の实效性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期限における主務大臣への協議・同意をお願しているところである。 真実が「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や振子の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えない。 なお、国土交通省は、真実を含む関係22道府県からの全23計画書の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県の協議等による期間を短縮することは必ずしもできないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で御答等を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。	
302	B 地方に対する規制緩和()	土地利用(農地除)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本案のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにより時間がかる。) ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)	真実が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、両府から、提案内容の提示した半島振興計画に対する関心の高まりについて、その節度、関係市町村に見解照会・確認した上で関係各員による諮行を行って時間と労力を要したと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出まで1か月以上を要し、さらに、最終提出の同意まで1か月を要した旨、御回答を頂いた。 半島振興計画は、国土関係地方公共団体が密着な連携の下、半島振興対策実施地における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興策の方向性を定めるものである。半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の实效性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期限における主務大臣への協議・同意をお願しているところである。 真実が「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や振子の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えない。 なお、国土交通省は、真実を含む関係22道府県からの全23計画書の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県の協議等による期間を短縮することは必ずしもできないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で御答等を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。
135	B 地方に対する規制緩和()	土地利用(農地除)	半島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣へ提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合しているか否かを審査することができることとされているが、実務上行われない離島振興計画の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際には、直ちに、これを主務大臣へ提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合している」と認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。と定められているが、実務上、計画策定期間に離島振興計画の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な不支障事例】離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本案のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにより時間がかる。) ○手続が廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではないと考える。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	真実が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、両府から、提案内容の提示した半島振興計画に対する関心の高まりについて、その節度、関係市町村に見解照会・確認した上で関係各員による諮行を行って時間と労力を要したと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出まで1か月以上を要し、さらに、最終提出の同意まで1か月を要した旨、御回答を頂いた。 半島振興計画は、国土関係地方公共団体が密着な連携の下、半島振興対策実施地における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興策の方向性を定めるものである。半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の实效性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期限における主務大臣への協議・同意をお願しているところである。 真実が「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や振子の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えない。 なお、国土交通省は、真実を含む関係22道府県からの全23計画書の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県の協議等による期間を短縮することは必ずしもできないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で御答等を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。	
303	B 地方に対する規制緩和()	土地利用(農地除)	半島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣へ提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合しているか否かを審査することができることとされているが、実務上行われない離島振興計画の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際には、直ちに、これを主務大臣へ提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合している」と認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。と定められているが、実務上、計画策定期間に離島振興計画の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な不支障事例】離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本案のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	○半島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにより時間がかる。) ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	真実が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、両府から、提案内容の提示した半島振興計画に対する関心の高まりについて、その節度、関係市町村に見解照会・確認した上で関係各員による諮行を行って時間と労力を要したと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出まで1か月以上を要し、さらに、最終提出の同意まで1か月を要した旨、御回答を頂いた。 半島振興計画は、国土関係地方公共団体が密着な連携の下、半島振興対策実施地における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興策の方向性を定めるものである。半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の实效性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期限における主務大臣への協議・同意をお願しているところである。 真実が「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や振子の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えない。 なお、国土交通省は、真実を含む関係22道府県からの全23計画書の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県の協議等による期間を短縮することは必ずしもできないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で御答等を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見照会や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。		【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指図は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。				
半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見照会や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。		【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指図は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。				
平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。		【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指図は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。				
平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。		【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指図は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。				

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係省庁)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府県からの第1取組		
	区分	分野												
136	B	地方に対する規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資方式の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を預け、漁業者等に貸付を行う制度である。なお、山口県では当資金の貸付原資として、平成11年度以降追加組成すると、自己回転により事業を実施している。【具体的な支障事例】この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴収が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴収を原則として運用している。近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。【制度改正の必要性】新規漁業者の確保・定着により促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。【参考】なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直営方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	山口県、中国地方知事会	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、新潟県、徳島県	<p>○新規就業者が保証人を確保できず得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成から、債務保証制度の導入を希望している。</p> <p>○当該県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるを得なかった事例がある。</p> <p>○当該県においても、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこの事例が増加する可能性がある。</p> <p>○本県においては、長期返済や利息削減事例はないが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し入れリスクは減少する。また一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいため連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされている。</p> <p>○今後、民法が改正(債務保証)された場合、今まで以上に借入人は保証人の確保が難しくなる。また、本県の沿岸漁業改善資金協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成から、債務保証制度の導入を希望している。</p> <p>○本県においては、長期返済や利息削減事例はないが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し入れリスクは減少する。また、一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいため連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされている。</p>	<p>1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自主的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融措置と性格が異なる。</p> <p>本資金では、地域の事情や沿岸漁業の実態を把握している水産改良普及員や市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業に対して新たな技術等を普及・支援することにより貸付後において積極的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。</p> <p>このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸制度を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、</p> <p>① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先され結果として融資が行われない可能性がある</p> <p>② 保証機関による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入れに当たり、借受者に新たな負担(保証料等)が発生する等、借受者に新たな支障が生じる可能性がある。</p> <p>3 現在、本資金は39都道府県で貸付けが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、最近3カ年においても年間300件前後(H24: 334件、H25: 315件、H26: 268件)貸し付けされており、現行制度においても多く利用され、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。</p> <p>他方、山口県における近年の実績は年間約1件(H24: 0件、H25: 1件、H26: 1件)であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要する事由としてははしりものであると思われ、御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に精査した上で慎重に行う必要がある。</p> <p>4 沿岸漁業改善資金制度の存続の大前提は借受者から資金の償還が確実に実行され返済し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することにより確実に償還されるよう 措置する必要がある。また、本資金の個々の案件の融資判断は都道府県が行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある漁連、漁協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができるため、このような金融機関との連携を図りつつ引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。</p>	
254	B	地方に対する規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資方式の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を預け、漁業者等に貸付を行う制度である。なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加組成することなく、自己回転により事業を実施している。【具体的な支障事例】この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴収が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴収を原則として運用している。近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。【制度改正の必要性】新規漁業者の確保・定着により促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。【参考】なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直営方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	九州地方知事会	山口県提案分	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、新潟県、徳島県	<p>○沿岸漁業改善資金(現行の直接貸付方式(連帯保証人必須)と借進方式による転貸融資方式)の選択ができることになり、貸受である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能とすれば要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>○新規就業者が保証人を確保できず得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成から、債務保証制度の導入を希望している。</p> <p>○当該県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるを得なかった事例がある。</p> <p>○当該県においても、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこの事例が増加する可能性がある。</p> <p>○本県においては、長期返済や利息削減事例はないが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し入れリスクは減少する。また、一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいため連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされている。</p>	<p>1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自主的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融措置と性格が異なる。</p> <p>本資金では、地域の事情や沿岸漁業の実態を把握している水産改良普及員や市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業に対して新たな技術等を普及・支援することにより貸付後において積極的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。</p> <p>このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸制度を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、</p> <p>① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先され結果として融資が行われない可能性がある</p> <p>② 保証機関による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入れに当たり、借受者に新たな負担(保証料等)が発生する等、借受者に新たな支障が生じる可能性がある。</p> <p>3 現在、本資金は39都道府県で貸付けが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、最近3カ年においても年間300件前後(H24: 334件、H25: 315件、H26: 268件)貸し付けされており、現行制度においても多く利用され、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。</p> <p>他方、山口県における近年の実績は年間約1件(H24: 0件、H25: 1件、H26: 1件)であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要する事由としてははしりものであると思われ、御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に精査した上で慎重に行う必要がある。</p> <p>4 沿岸漁業改善資金制度の存続の大前提は借受者から資金の償還が確実に実行され返済し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することにより確実に償還されるよう 措置する必要がある。また、本資金の個々の案件の融資判断は都道府県が行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある漁連、漁協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができるため、このような金融機関との連携を図りつつ引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。</p>
158	B	地方に対する規制緩和	農業・畜産	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動助成事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実態として丸投げでない委託については50%を超えても委託可能とする	府が事業実施主体として広域捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する府独自の専門員等がいないため、有害捕獲班を構成している市町村、猟友会等の狩猟団員へ委託しなければ実施できない。そのため、当該事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて委託し、委託しなければならぬことが定かたせられており、必要な事業量確保、適正な事業執行に支障を来している。事業の「丸投げ」を禁止する趣旨で委託割合について50%以内の制限が設けられているが、本府が実施している委託事業は、府が事業実施計画を策定し捕獲者と捕獲場所等の検討や市町村との調整、捕獲実施日には現地に行く等を行っており、実態として丸投げではない委託については、認めていただきたい。	委託割合の制限を緩和することによって、都道府県の目的とする鳥獣被害対策に予算を重点的に配分し、効率性、効果的な事業実施が可能となる。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(別記2)鳥獣被害防止都道府県活動助成事業)	農林水産省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	北海道、長野県、岐阜県	<p>○委託事業であっても、事前の関係者や現地における調整、実施の確認など直接関係が部分にあるなど、全の丸投げではない場合もあるため、一律金額で1/2とするのではなく、実態により2を越えて委託可能とされた。</p> <p>○本交付金を活用したエンゴウの捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する道庁の専門員等がいなかったため、猟友会等の専門員を委託する場合は、委託割合は50%を超えても委託可能とする。委託割合を50%を超えても委託可能とする。委託割合を50%を超えても委託可能とする。委託割合を50%を超えても委託可能とする。</p> <p>○委託割合を50%を超えても委託可能とする。委託割合を50%を超えても委託可能とする。委託割合を50%を超えても委託可能とする。</p>	<p>今回、提案を頂いたケースについては、府が関係市町村と連携しながら広域捕獲計画を策定し、計画の実施にあたる一斉捕獲部分を猟友会が行うなど、事業の計画・実行は府が行っており、丸投げにはあたらず、実質的に府事業の請負や役務の委託で対応することが可能であると思われる。</p> <p>なお、他県においては、同一事業について、請負や役務の委託で対応している場合もあること。</p> <p>このため、平成26年度予算執行過程において、当該事業について、請負や役務の委託で実施可能であることと、委託する場合においても、「50%以内制限」を適用しないことが適正な場合を関係通知に明記することについて、検討を進めてまいります。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされた。</p> <p>貴省の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが趣旨であり、懸念には当たらない。</p> <p>山口県の沿岸漁業改善資金の実績が少ないとの御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え提案したものである。また、貸付実績の多い共同提案案においても、同様の支援事例があり、制度改正を求める意見があることから、制度改正の必要性はあるものとする。</p> <p>確実な償還の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置といえるものである。また、進連等事務の一部を委任することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。</p> <p>当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の造成資金の活用が広がるとともに、漁業者も自らの実績に合わせた当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関からの貸付けの場合には、貸付審査に係る都道府県の事務が軽減される。</p> <p>以上から、制度改正は必要なものとする。それにも関わらず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされた。</p> <p>なお、詳細については補足資料を参照されたい。</p>		<p>【神奈川県】 2)について、 ①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聴いた上、県が貸付け決定を行う。このため融資が行われにくくなるという懸念は少ない。 ②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の判断で選択できるようにする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のみに適用する。 3)について、 神奈川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。 4)について、 神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るため、選択肢の幅を広げたい。</p> <p>【長崎県】 貸付資金の償還が確実に実行されることが制度存立の大前提ということであれば、転貸融資方式と機関保証の導入により、原資がより確実に保全されることになり、保証人の確保ができなかった借受者でも、当該制度を利用できるようになる。 また、平成27年2月10日に決定された「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」では、保証人保護の方が拡充されることになっており、公正証書の作成など保証人となることに対する手続きがより複雑になり、今以上に保証人確保が難しくなることが予想される。従って、現状のままでは、当該制度の利用を諦める事例が増えるのではないかと懸念される。 なお、一般的に金融機関が融資困難とした案件を、都道府県が保証人のみで対応することは担当難しいと考える。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		
<p>旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされた。</p> <p>貴省の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが趣旨であり、懸念には当たらない。</p> <p>山口県の沿岸漁業改善資金の実績が少ないとの御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え提案したものである。また、貸付実績の多い共同提案案においても、同様の支援事例があり、制度改正を求める意見があることから、制度改正の必要性はあるものとする。</p> <p>確実な償還の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置といえるものである。また、進連等事務の一部を委任することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。</p> <p>当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の造成資金の活用が広がるとともに、漁業者も自らの実績に合わせた当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関からの貸付けの場合には、貸付審査に係る都道府県の事務が軽減される。</p> <p>以上から、制度改正は必要なものとする。それにも関わらず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされた。</p> <p>なお、詳細については補足資料を参照されたい。</p>		<p>【神奈川県】 2)について、 ①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聴いた上、県が貸付け決定を行う。このため融資が行われにくくなるという懸念は少ない。 ②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の判断で選択できるようにする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のみに適用する。 3)について、 神奈川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。 4)について、 神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るため、選択肢の幅を広げたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		
<p>野生鳥獣の捕獲業務については、捕獲数量等を成果の目的とした請負業務にしないため、従来から業務委託として実施してきたところである。府が作成した全体事業計画において、その一部(捕獲作業)を委託する場合は、50%以内制限を適用しないよう検討願いたい。</p> <p>また、そもそも50%以内制限が設けられている本質的な理由は何か明確に示して頂きたい。</p> <p>なお、委託ではなく請負業務として実施が可能であるならば、その手法について関係通知に明記していただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		